

第69回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成29年6月23日（金曜日）午前10時

開催場所

大阪市西区新町1丁目7番1号

当社本社4階会議室

※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

開催場所が前回の会場とは異なります。
末尾会場ご案内図をご参照ください。

書面又はインターネットによる議決権行使期限

平成29年6月22日（木曜日）午後5時まで

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件 |

Contents

第69回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使の方法についてのご案内	3

添付書類

▶ 事業報告	5
▶ 連結計算書類	22
▶ 計算書類	25
▶ 監査報告書	29
株主総会参考書類	32

日本ピラー工業株式会社

証券コード：6490

(証券コード：6490)

平成29年6月1日

株 主 各 位

大阪市西区新町1丁目7番1号

日本ピラー工業株式会社

代表取締役社長 岩 波 清 久

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使の方法についてのご案内」に従って、平成29年6月22日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市西区新町1丁目7番1号 当社本社4階会議室

開催場所が前回の会場とは異なります。
末尾会場ご案内図をご参照ください。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第69期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第69期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案** 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.pillar.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表になります。

- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.pillar.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。32頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の場合

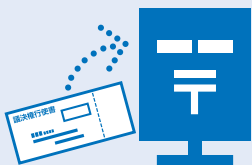


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

平成29年6月23日（金曜日）午前10時

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

平成29年6月22日（木曜日）午後5時到着

インターネットによる行使の場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotage.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

平成29年6月22日（木曜日）午後5時まで

詳細は次ページをご覧ください。

インターネットによる議決権行使の場合の注意点

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**平成29年6月22日（木曜日）午後5時まで**にご行使ください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォン又は携帯電話による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

4. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
 **0120-173-027**（通話料無料） 受付時間9:00～21:00

〈機関投資家の皆様へ〉

（株）ICJ が運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

(添 付 書 類)

事 業 報 告

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、個人消費の回復に力強さが欠けるものの、企業収益の改善傾向が続いており緩やかな回復基調となりました。世界経済は、米国が雇用環境の改善を背景に堅調に推移し、欧州もE.U離脱問題等もありましたが緩やかな回復状況にあり、中国でも政府主導の景気刺激策により持ち直しの兆しがみられます。

当社グループを取り巻く事業環境は、産業機器分野においては、石油精製・石油化学プラント市場は原油安が続いたこともあり低調でありましたが、精密機械装置市場は堅調でした。一方、電子機器分野においては、半導体メーカーによる設備投資が好調に推移したことから、半導体製造装置市場の活況が続きました。

このような環境の中、当社グループは、市場のニーズを捉えた新製品の開発や新用途の開拓を進め、また競争力強化のための原価低減活動に継続的に取り組むとともに、大きな需要が見込める海外市場に対応するため、海外拠点の強化・拡充に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は272億25百万円（前期比18.6%増）となり、利益面では、営業利益は51億66百万円（前期比48.9%増）、経常利益は52億55百万円（前期比50.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、32億4百万円（前期比33.7%増）となりました。

【事業別の概況】

産業機器関連事業（シール関連製品）

メカニカルシール製品は、精密機械装置向け製品が堅調に推移しました。一方、グランドパッキン・ガスケット製品は、電力向け等が低調でした。

この結果、産業機器関連事業の売上高は106億80百万円（前期比3.2%増）、営業利益は18億28百万円（前期比19.7%増）となりました。

電子機器関連事業（樹脂関連製品）

半導体・液晶製造装置関連業界向けピラフロン製品が順調に推移するとともに、建築業界向け免震関連製品も回復傾向となりました。

この結果、電子機器関連事業の売上高は164億52百万円（前期比31.4%増）、営業利益は33億14百万円（前期比72.7%増）となりました。

その他部門（不動産賃貸等）

その他部門の売上高は91百万円（前期比10.2%増）、営業利益は13百万円（前期比7.9%増）となりました。

(2) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は41億89百万円（設備稼働ベース）であり、その主なものは、当社の本社移転に伴う本社ビル稼働によるもの及び子会社のエヌピー工業株式会社の工場増築によるもの並びに生産設備の新設及び維持更新によるものです。資金調達におきましては、自己資金及び借入により充たいたしました。

(3) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、世界経済は先進国を中心に緩やかな回復基調にあります。米国や欧州の政治面での不確実な動き、中国をはじめとする新興国経済の成長鈍化、地政学的リスクの増大など、多くの不安材料がみられます。わが国経済も、国内設備投資や個人消費の先行きは不透明な状況にあります。

このような状況の中、産業機器分野向けシール製品は、海外拠点の拡充による生産・営業活動の強化や新製品の投入により事業の拡大を図ってまいります。また、半導体・液晶製造装置関連業界向けピラフロン製品は新製品開発や新市場の創出に努めるとともに、建築業界向け免震関連製品は国内市場のみならず海外市場への販売拡大にも積極的に取り組んでまいります。

当社グループは、安定した業容の拡大を目指し、新たな収益の柱となる新規事業の創出や、生産性の向上、コスト削減に向けた取組みに努めております。また、国内外の関係会社との連携強化を推し進め、グループ収益力、コスト競争力を高めてまいります。

新しい技術や高機能な製品、そして企業の未来までも、それを生み出すのは人の力であります。全体最適の発想で改革をリードする人材を育てることが重要であり、専門的な技術と広い視野を持ち、グローバルに活躍できる人づくりに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	平成25年度 第 66 期	平成26年度 第 67 期	平成27年度 第 68 期	平成28年度 第 69 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	20,720	21,675	22,960	27,225
経 常 利 益 (百万円)	3,031	3,447	3,493	5,255
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,854	1,986	2,397	3,204
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	74.92	80.29	97.23	131.06
総 資 産 (百万円)	38,986	41,466	42,164	49,347
純 資 産 (百万円)	30,585	33,099	33,905	36,740
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,235.95	1,337.54	1,386.81	1,502.79

- (注) 1.平成27年度連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
- 2.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式数を控除して算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ピラーサービス販売株式会社	10	100.0	流体制御関連機器製品の販売及び補修
中部ピラーサービス販売株式会社	10	100.0	流体制御関連機器製品の販売
東京ピラー株式会社	10	100.0	〃
北陸ピラー株式会社	40	100.0	流体制御関連機器製品の販売、不動産の賃貸
関東ピラーエンジニアリングサービス株式会社	30	100.0	流体制御関連機器製品の販売及び補修
ピラーエンジニアリングサービス株式会社	10	100.0	〃
山陽ピラーエンジニアリングサービス株式会社	30	100.0	〃
エヌピー工業株式会社	10	100.0	流体制御関連機器製品の製造
日高精工株式会社	36	100.0	〃
台湾ピラー工業株式会社	61,000千台湾ドル	100.0	流体制御関連機器製品の製造及び販売
日本ピラーシンガポール株式会社	900千Sドル	100.0	流体制御関連機器製品の販売及び補修
日本ピラーアメリカ株式会社	800千USドル	100.0	〃
蘇州ピラー工業有限公司	10,346千人民元	100.0	流体制御関連機器製品の製造

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、メカニカルシール製品、グランドパッキン・ガスケット製品及びピラフロン製品（ふっ素樹脂製品）を主力とした流体制御関連機器製品の製造販売を行っております。これらの製品は半導体・液晶をはじめとして電力、石油、自動車、化学、船舶、土木建築、食品、医薬品などの幅広い産業分野の重要機能部品として不可欠であり、得意先は産業界の広範囲にわたっています。また、その他として不動産賃貸業、保険代理業等を行っております。

主要な製品及び用途は次のとおりであります。

製 品	用 途
メカニカルシール製品	電力、石油精製・石油化学、化学、船舶、食品ほか
グランドパッキン・ガスケット製品	電力、石油、自動車、化学、船舶、食品ほか
ピラフロン製品	半導体・液晶、土木建築、化学、医薬品ほか

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社	大阪市西区	
支 店	東京支店（東京都千代田区）	横浜支店（神奈川県横浜市）
	名古屋支店（愛知県名古屋市）	京都支店（京都府京都市）
	大阪支店（大阪府大阪市）	神戸支店（兵庫県明石市）
	広島支店（広島県広島市）	九州支店（熊本県合志市）
工 場	三田工場（兵庫県三田市）	福知山事業所（京都府福知山市）
	九州工場（熊本県合志市）	

② 重要な子会社の事業所

ピラーサービス販売株式会社（大阪府堺市）
中部ピラーサービス販売株式会社（愛知県名古屋市）
東京ピラー株式会社（神奈川県川崎市）
北陸ピラー株式会社（福井県敦賀市）
関東ピラーエンジニアリングサービス株式会社（千葉県市原市）
ピラーエンジニアリングサービス株式会社（岡山県倉敷市）
山陽ピラーエンジニアリングサービス株式会社（山口県周南市）
エヌビイ工業株式会社（兵庫県加東市）
日高精工株式会社（兵庫県加東市）
台湾ピラー工業株式会社（台湾）
日本ピラーシンガポール株式会社（シンガポール）
日本ピラーアメリカ株式会社（アメリカ）
蘇州ピラー工業有限公司（中国）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
711 (213) 名	増16 (減23) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
497 (177) 名	増6 (減19) 名	38.8 歳	15.1 年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	936 百万円
株式会社三井住友銀行	935

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
(2) 発行済株式の総数 25,042,406株
(3) 株主数 5,421名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,214	9.05
日本ピラー工業取引先持株会	1,166	4.77
K B L E P B S . A . 1 0 7 7 0 4	1,152	4.71
有限会社ロックウェーブ	1,020	4.17
岩波清久	721	2.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	701	2.87
明治安田生命保険相互会社	700	2.86
株式会社三井住友銀行	692	2.83
株式会社みずほ銀行	592	2.42
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	393	1.61

(注) 1.当社は、自己株式を594,557株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2.持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	岩 波 清 久	
取 締 役 専務執行役員	大 岩 輝 雄	営業本部長 韓国ピラー工業株式会社代表理事
取 締 役 常務執行役員	岩 波 嘉 信	営業本部グローバル事業推進部長 日本ピラーアメリカ株式会社代表取締役 日本ピラーシンガポール株式会社代表取締役
取 締 役 常務執行役員	星 川 郁 生	三田工場長、技術・生産部門管掌、 生産技術本部長 蘇州ピラー工業有限公司董事長
取 締 役 常務執行役員	宿 南 克 彦	経営企画部長、情報システム部長、安全保障貿易 管理室長
取 締 役	永 田 武 全	
取 締 役	辻 本 健 二	
常 勤 監 査 役	神 田 孝 三	
監 査 役	門 屋 明	公認会計士
監 査 役	森 恵 一	弁護士 住友精密工業株式会社社外監査役

- (注) 1.取締役永田武全及び辻本健二の両氏は、社外取締役であります。
2.監査役門屋 明及び森 恵一の両氏は、社外監査役であります。
3.平成28年6月24日開催の第68回定時株主総会において、新たに星川郁生及び辻本健二の両氏は取締役に選任され、就任いたしました。
4.平成28年6月24日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、取締役大崎眞仁及び中川威雄の両氏は任期満了により退任いたしました。
5.監査役門屋 明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6.当社は、取締役永田武全及び辻本健二の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7.当社は、監査役森 恵一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

8.当社は、執行役員制度を導入しており、平成29年4月1日現在の取締役兼務執行役員5名を除く執行役員は次の6名であります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	山 内 定 光	生産本部長
執 行 役 員	藤 崎 和 寛	福知山事業所長、三田生産技術部長
執 行 役 員	川 本 裕 久	A E 事業部長、A E 事業部開発部長、事業企画部長
執 行 役 員	大 宮 潤 治	営業本部営業2部長
執 行 役 員	森 田 栄 作	営業本部東京支店長
執 行 役 員	宮 本 正 樹	技術本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	9 名	124百万円
監 査 役	3 名	11百万円
合 計 (うち社外役員)	12 名 (5 名)	135百万円 (13百万円)

- (注) 1.取締役の支給人員には、平成28年6月24日開催の第68回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役森 恵一氏は、住友精密工業株式会社の社外監査役を兼任しております。なお、当社と当該会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	永田 武全	当事業年度開催の取締役会6回すべてに出席し、必要に応じ、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地からの発言を行っております。
取 締 役	辻本 健二	社外取締役就任後開催の取締役会5回すべてに出席し、必要に応じ、生産性運動・労使関係等に深い知識と経験からの発言を行っております。
監 査 役	門屋 明	当事業年度開催の取締役会6回すべてに、また、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	森 恵一	当事業年度開催の取締役会6回すべてに、また、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29百万円
②	当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠の相当性について必要な検証を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- 2.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 3.当社の重要な子会社のうち、台湾ピラー工業株式会社、日本ピラーシンガポール株式会社、日本ピラーアメリカ株式会社、蘇州ピラー工業有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときには、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制の基本方針（内部統制システムの基本方針）につき、以下のとおり決議しております。

(1) 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、執行役員を構成メンバーとする「企業倫理委員会」「CSR委員会」を設置し、法令・定款及び社内規程の遵守・徹底を図っております。取締役、執行役員及び使用人には、「コンプライアンス規程」に基づき必要に応じて社内研修会を実施し、法令遵守の周知徹底を図っております。また、社内（当社グループ会社を含む。）の不正行為等に関する社員からの通報または相談に対応するため、通報者には不利益を及ぼさないことを保障した「内部通報規程」を定めております。
- ② 取締役、執行役員及び使用人一人ひとりが法令、社内規程、社会通念等を遵守した行動をとるための規範として「企業倫理規範」や「企業行動基準」を定め、社員ハンドブックを作成し、その周知徹底を図っております。
- ③ 当社及び当社グループ会社の取締役は、適正な財務報告を行うことが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識のもと、財務報告の適正性を確保・維持するための体制を継続的に整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令上保存を義務づけられた書類及び重要な書類については、「文書管理規程」などの社内規程に基づき適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程などの見直しを行うものとしております。

(3) 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括するため、「危機管理委員会」を設置するとともに、事業活動に係るリスクについて、その迅速な対応を行うことを目的として、当社及び当社グループ会社が共有する「危機管理規程」を定め、同規程に基づいたリスク管理体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、社長の指名を受けた者を本部長とする対策本部を設置し、損害・影響等を最小限にとどめるための体制を立ち上げ、迅速な対応にあたることにしております。また、リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、「情報開示委員会」を設置し、適時適切な情報開示を行う体制を構築しております。

(4) 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を経営方針、重要事項等の意思決定機関及び業務執行の監督機関として位置づけ、取締役会が決定した経営方針等に従って執行役員が業務を執行する執行役員制度により、効率的な執行体制を確保いたします。また、取締役会付議事項の事前審議、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る審議を目的とした執行役員が出席する経営会議を定期的に開催しております。
- ② 当社及び当社グループ会社は、取締役会を定例的に開催し、また必要に応じて臨時に開催することにより、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。
- ③ 「取締役会規程」「執行役員規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、取締役並びに執行役員の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づく決裁及び報告による子会社経営の管理を行うものとしておりますが、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うこととしております。また、内部監査部門は、当社及び当社グループ会社の内部監査を定期的を実施しております。
- ② 当社の「企業倫理規範」や「企業行動基準」は、当社グループ会社すべてに適応する行動指針として位置づけ、当社が作成した社員ハンドブックを配付し、法令、社内規程、社会通念等遵守の周知徹底を図っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人は配置しておりませんが、必要に応じて内部監査室が補助業務を行う体制をとるものとしております。また、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置する場合は、その任命・異動等については、取締役と監査役が意見交換のうえ決定することとし、取締役からの独立性を確保いたします。当該使用人は、会社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の職務の補助に従事するものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、当社及び当社グループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告及び情報提供を行っております。
- ② 監査役は、取締役会、経営会議等主要会議に出席するほか、業務執行に関する重要な文書の閲覧等により、取締役及び執行役員の業務執行につき監査を行うとともに、必要に応じて取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。
- ③ 当社は、監査役へ報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止しております。
- ④ 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見交換を行い、緊密な連携をとっております。
- ⑤ 当社は、監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス

当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎となる「企業倫理規範」や「企業行動基準」に基づき、全役職員が法令、社内規程、社会通念等を遵守するよう各種会議や社内教育を実施するほか、全役職員に携帯カードを配付して周知徹底しております。また、「内部通報規程」において、社内外に内部通報窓口を定め、適切に運用を行っております。社外の内部通報窓口を顧問弁護士とし、その連絡先は、社内イントラネットに掲載し周知徹底しております。

(2) リスク管理

事業活動に伴う多様なリスクの発生を防ぎ、危機管理全体を統括するため危機管理委員会を設置し、リスク管理体制の強化を推進しております。また、リスクの顕在化時に生じる損失又は不利益を最小限に留めるためBCP（事業継続計画）を整備しております。

(3) 取締役の職務の執行

当事業年度では取締役会を6回開催し、経営方針や業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに、取締役が担当する業務執行報告を行い、その妥当性及び効率性の監督を行っております。また、取締役会議事録についても正確に記録・作成し、適切な情報の保存及び管理を行っております。

執行役員が出席する経営会議を原則月1回開催し、取締役会付議事項の事前審議、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る審議を行っております。

(4) 監査役の職務の執行

当事業年度では監査役会を12回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議、その他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る部門が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、代表取締役社長及び内部監査部門並びに会計監査人と定期的に会合し、内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成26年6月26日開催の第66回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続いたしました。本プランの概要は以下のとおりであります。

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させていく必要があると考えております。仮に当社株式の大量取得を目的とする買付けが行われた場合、それに応じるか否かは最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきではありますが、不当な目的による企業買収である場合には、企業価値及び株主共同の利益を守ることが経営者の責務であると考えます。従いまして、株主の皆様が判断するにあたって、十分な情報が提供されることが極めて重要であり、大量買付者の事業内容、将来の事業計画及び過去の投資行動等から、当該買付行為又は買収提案が企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討していく必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組みについて

当社は、創業以来、「流体の漏れを止める技術」を基盤として、産業界のさまざまなニーズから来る技術要請に対し、新製品・新技術の開発で応え、お客様から信頼される高機能製品を提供してまいりました。また、創業以来脈々と受け継がれてきた社は「品質第一」「和衷協力」「一歩研究」の精神が、今日につながる企業活動の中に生き続け、これまでの発展と今後の一層の飛躍に不可欠なものであると考えています。このような創業以来の取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっており、当社の企業文化の継続・発展をととして当社の社会的意義を高めることにより、結果として企業価値及び株主共同の利益を最大化することにつながるものと考えています。

一方、当社はコンプライアンス、品質に対する社会の厳しい要請などに対応しつつ、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するために、平成29年3月までの3事業年度に関する中期経営計画「B T vision16（ブレイクスルービジョンイチロク）」を平成26年4月にスタートさせています。本計画は「企業競争力の強化」「グローバル化の推進」「新事業・新市場の開拓」を基本方針とし、これらを追求することによりお客様との強固な信頼関係を構築し、さらなる成長と企業価値の向上を目指します。当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、これらの取組みを着実に実行することで、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社と当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができると考えています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

① 対象となる大規模買付行為

本プランは、当社が発行者である株式等について、(a) 保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け、又は (b) 公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下、「大規模買付行為」といいます。）を対象とします。

② 意向表明書及び必要情報、取締役会評価期間

当社の株式等について大規模買付行為が行われる場合、当該大規模買付行為を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）には、(a) 本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出及び買付内容等の評価・検討等に必要かつ十分な情報の提供と、(b) 当社取締役会による適切な評価期間の確保を要請いたします。当社取締役会は、評価期間内において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提出された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

③ 独立委員会の勧告等

独立社外者（現時点においては社外監査役2名、社外有識者1名）から構成される独立委員会は、上記取締役会の評価期間内に、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付行為が専ら買付者等の短期的な利益のみを目的とするものである等、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、独立委員会規程に従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとし、上記決議を行った場合速やかに当該決議の概要その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

④ 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されたこととなります。また、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されたこととなります。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則をすべて充足しており、かつ企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記（３）で記載のとおり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって継続されるものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえ導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外監査役及び社外有識者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができること、有効期限が最長3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、安定的かつ継続的な配当と配当水準の向上に努めることを基本方針としております。

内部留保金につきましては、企業体質の強化や安定的な業容の拡大にその充実が不可欠であると認識しております。従って、内部留保金は競争力強化や新技術の開発、研究開発など長期的な視点に立って、将来の企業価値を高めるための投資に有効に活用してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	29,832	流 動 負 債	9,193
現金及び預金	14,060	支払手形及び買掛金	3,948
受取手形及び売掛金	8,175	短 期 借 入 金	200
電子記録債権	3,968	1年内返済予定の長期借入金	537
有 価 証 券	112	未 払 法 人 税 等	1,052
商品及び製品	541	賞 与 引 当 金	728
仕 掛 品	1,122	資 産 除 去 債 務	258
原材料及び貯蔵品	572	そ の 他	2,467
繰延税金資産	478	固 定 負 債	3,413
そ の 他	807	長 期 借 入 金	1,410
貸倒引当金	△6	繰延税金負債	193
固 定 資 産	19,514	退職給付に係る負債	1,515
有形固定資産	15,493	資 産 除 去 債 務	58
建物及び構築物	8,502	そ の 他	235
機械装置及び運搬具	1,373	負 債 合 計	12,607
土 地	4,819	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	521	株 主 資 本	35,166
そ の 他	277	資 本 金	4,966
無形固定資産	107	資 本 剰 余 金	5,190
ソフトウェア	86	利 益 剰 余 金	25,475
電話加入権	13	自 己 株 式	△465
そ の 他	7	その他の包括利益累計額	1,573
投資その他の資産	3,913	その他有価証券評価差額金	1,369
投資有価証券	3,587	為替換算調整勘定	271
繰延税金資産	17	退職給付に係る調整累計額	△68
そ の 他	328	純 資 産 合 計	36,740
貸倒引当金	△18	負 債 純 資 産 合 計	49,347
資 産 合 計	49,347		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		27,225
売上原価		17,125
売上総利益		10,099
販売費及び一般管理費		4,933
営業利益		5,166
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	64	
為替差益	3	
仕入割引	14	
その他の	22	111
営業外費用		
支払利息	7	
固定資産処分損	9	
その他の	5	21
経常利益		5,255
特別利益		
投資有価証券売却益	30	30
特別損失		
減損損失	21	
災害による損失	334	
本社移転関連費用	321	676
税金等調整前当期純利益		4,609
法人税、住民税及び事業税	1,587	
法人税等調整額	△181	1,405
当期純利益		3,204
親会社株主に帰属する当期純利益		3,204

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,966	5,190	23,053	△464	32,745
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△782		△782
親会社株主に帰属する当期純利益			3,204		3,204
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	2,421	△0	2,421
当 期 末 残 高	4,966	5,190	25,475	△465	35,166

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	948	357	△145	1,159	33,905
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△782
親会社株主に帰属する当期純利益					3,204
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	421	△85	77	413	413
当 期 変 動 額 合 計	421	△85	77	413	2,835
当 期 末 残 高	1,369	271	△68	1,573	36,740

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	25,491	流 動 負 債	9,101
現金及び預金	10,412	支払手形	141
受取手形	2,082	買掛金	3,849
電子記録債権	3,948	短期借入金	200
売掛金	6,010	1年内返済予定の長期借入金	537
有価証券	112	リース債務	11
商品及び製品	396	未払金	1,964
仕掛品	972	未払費用	273
原材料及び貯蔵品	465	未払法人税等	934
前払費用	16	預り金	31
繰延税金資産	406	賞与引当金	638
その他	670	資産除去債務	258
貸倒引当金	△1	その他	260
固 定 資 産	18,277	固 定 負 債	3,178
有形固定資産	11,734	長期借入金	1,410
建物	6,031	リース債務	17
構築物	170	退職給付引当金	1,355
機械及び装置	897	資産除去債務	57
車両運搬具	9	繰延税金負債	153
工具、器具及び備品	211	その他	184
土地	3,940	負 債 合 計	12,279
リース資産	28	純資産の部	
建設仮勘定	444	株 主 資 本	30,137
無形固定資産	97	資本金	4,966
ソフトウェア	80	資本剰余金	5,190
電話加入権	10	資本準備金	4,731
その他	7	その他資本剰余金	459
投資その他の資産	6,445	利 益 剰 余 金	20,446
投資有価証券	3,106	利益準備金	436
関係会社株式	1,292	その他利益剰余金	20,009
関係会社出資金	179	特別償却準備金	88
関係会社長期貸付金	1,652	固定資産圧縮積立金	12
固定化営業債権	0	別途積立金	3,541
長期前払費用	5	繰越利益剰余金	16,367
その他	227	自 己 株 式	△465
貸倒引当金	△18	評価・換算差額等	1,351
		その他有価証券評価差額金	1,351
資 産 合 計	43,769	純 資 産 合 計	31,489
		負 債 純 資 産 合 計	43,769

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		25,803
売 上 原 価		17,198
売 上 総 利 益		8,604
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,131
営 業 利 益		4,473
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21	
受 取 配 当 金	122	
そ の 他	43	187
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
為 替 差 損	25	
そ の 他	5	37
経 常 利 益		4,623
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	30	30
特 別 損 失		
減 損 損 失	21	
災 害 に よ る 損 失	334	
本 社 移 転 関 連 費 用	321	676
税 引 前 当 期 純 利 益		3,977
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,355	
法 人 税 等 調 整 額	△161	1,193
当 期 純 利 益		2,784

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	4,966	4,731	459	5,190
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
特別償却準備金の取崩				
固定資産圧縮積立金の取崩				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	4,966	4,731	459	5,190

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
		特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	436	109	12	3,541	14,344	18,444
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△782	△782
特別償却準備金の取崩		△20			20	－
固定資産圧縮積立金の取崩			△0		0	－
当 期 純 利 益					2,784	2,784
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	－	△20	△0	－	2,023	2,001
当 期 末 残 高	436	88	12	3,541	16,367	20,446

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価・換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△464	28,136	941	941	29,078
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△782			△782
特別償却準備金の取崩		－			－
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
当 期 純 利 益		2,784			2,784
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			410	410	410
当 期 変 動 額 合 計	△0	2,001	410	410	2,411
当 期 末 残 高	△465	30,137	1,351	1,351	31,489

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

日本ビラー工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 本 敬 久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花 谷 徳 雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ビラー工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ビラー工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

日本ピラー工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 本 敬 久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花 谷 徳 雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ピラー工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に基づき、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人、内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店、工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の取締役及び使用人、内部監査部門等と意思疎通及び情報の交換を図り、国内子会社は必要に応じて子会社を訪問してその事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

日本ピラー工業株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	神 田 孝 三	㊤
監 査 役	門 屋 明	㊤
監 査 役	森 恵 一	㊤

(注)監査役門屋 明及び森 恵一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、安定的かつ継続的な配当と配当水準の向上に努めることを基本方針としております。

上記の方針に基づき、第69期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、1株につき普通配当16円に特別配当4円を加え、1株につき20円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額 488,956,980円

なお、中間配当金として1株につき14円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき34円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することいたしました。監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行に関する決定の取締役への委任に係る規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第18条 [条文省略]	第18条 [現行どおり]
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当社の取締役は、7名以内とする。	第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、7名以内とする。
[新 設]	<u>2 当社の監査等委員である取締役（以下監査等委員という。）は、3名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 取締役は、株主総会において選任する。	第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2 [条文省略]	2 [現行どおり]
3 [条文省略]	3 [現行どおり]
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第21条 [条文省略]	第21条 [現行どおり]
[新 設]	<u>2 前項の規定にかかわらず監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
[新 設]	<u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
第22条 [条文省略]	第22条 [現行どおり]
(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)
第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。	第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 株主総会の決議によって定める。
第24条 [条文省略]	第24条 [現行どおり]

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> [新 設] 第27条 [条文省略] 第5章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置) 第28条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。 (監査役の員数) 第29条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u> (監査役の選任) 第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (監査役の任期) 第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> 第28条 [現行どおり] 第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第29条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。 [削 除] [削 除] [削 除] [削 除]

現 行 定 款	変 更 案
(常勤監査役)	
第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	[削 除]
(監査役の報酬等)	
第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	[削 除]
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>	第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>
2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(監査役の責任免除)	
第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u>	[削 除]
2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	[削 除]
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第36条～第38条 [条文省略]	第31条～第33条 [現行どおり]
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第39条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>	第34条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
第7章 計 算	第7章 計 算
第40条～第42条 [条文省略]	第35条～第37条 [現行どおり]

現 行 定 款	変 更 案
〔新 設〕	附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 1 当会社は、第69回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 第69回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項所定の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いわ なみ きよ ひさ 岩 波 清 久 (昭和23年12月14日生)	昭和53年8月 当社入社 当社取締役 昭和60年2月 当社常務取締役 昭和62年8月 当社取締役副社長 平成元年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成19年6月 当社社長執行役員（現任）	721,800株
[取締役候補者とした理由] 岩波清久氏は、永年にわたり当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、そのリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と経営に関する高い見識、実績、能力、豊富な経験を勘案し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	おお いわ てる お 大 岩 輝 雄 (昭和27年9月25日生)	平成18年6月 当社入社 当社取締役（現任） 平成19年6月 当社執行役員 平成23年6月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社専務執行役員（現任） 平成25年3月 当社管理部門管掌、 経営企画部長、情報システム部長 平成26年3月 当社営業本部長（現任） （重要な兼職の状況） 韓国ピラー工業株式会社代表理事	23,700株
		[取締役候補者とした理由] 大岩輝雄氏は、営業本部長としてグループの営業全般を牽引してきた実績及び経験による幅広い知見を勘案し、引き続き取締役候補者となりました。	
3	いわ なみ よし のぶ 岩 波 嘉 信 (昭和54年9月5日生)	平成22年6月 当社入社 当社執行役員 平成23年3月 当社技術生産本部副本部長 平成24年6月 当社取締役（現任） 平成25年3月 当社生産本部副本部長 平成26年3月 当社営業本部グローバル事業推進部長(現任) 平成26年6月 当社常務執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 日本ピラーアメリカ株式会社代表取締役 日本ピラーシンガポール株式会社代表取締役	54,800株
		[取締役候補者とした理由] 岩波嘉信氏は、海外事業担当役員として強いリーダーシップで近年の当社海外展開を指揮しグローバル化を推進してきた実績と高い専門性を勘案し、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	ほし かわ いく お 星 川 郁 生 (昭和32年6月9日生)	平成22年6月 当社執行役員 平成23年6月 当社福知山事業所長、福知山生産部長 平成25年3月 当社生産本部長 平成26年6月 当社常務執行役員（現任） 平成28年3月 当社三田工場長（現任） 平成28年6月 当社取締役（現任） 当社技術・生産部門管掌、生産技術本部長（現任） （重要な兼職の状況） 蘇州ピラー工業有限公司董事長	18,800株
	[取締役候補者とした理由] 星川郁生氏は、生産本部長として近年の増産体制を確立するとともに、生産性向上での高い実績を勘案し、引き続き取締役候補者といたしました。		
5	しゅく なみ かつ ひこ 宿 南 克 彦 (昭和34年5月27日生)	平成26年5月 当社入社 当社経営企画部長、工場管理部長 平成26年6月 当社取締役（現任） 当社執行役員 平成27年3月 当社経営企画部長（現任） 平成28年6月 当社常務執行役員（現任） 平成29年3月 当社情報システム部長、 安全保障貿易管理室長（現任）	10,600株
	[取締役候補者とした理由] 宿南克彦氏は、経営企画担当として十分な実績と過去からの経験による豊富な知見を勘案し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	なが た たけ はる 永 田 武 全 (昭和19年5月23日生) 社外取締役候補者 独立役員	昭和42年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成14年6月 同行副頭取兼副頭取執行役員 平成17年6月 京阪神不動産株式会社（現 京阪神ビルディング株式会社）代表取締役社長 塩野義製薬株式会社監査役 平成18年6月 三洋電機株式会社監査役 平成22年6月 京阪神不動産株式会社（現 京阪神ビルディング株式会社）取締役会長 平成23年3月 コクヨ株式会社取締役 平成27年6月 当社取締役（現任）	3,000株
	[平成28年度取締役会への出席状況 100%] [社外取締役候補者とした理由] 永田武全氏は、その経歴を通じて培われた金融機関及び事業法人の経営者としての豊富な知識と経験並びに幅広い見識に裏付けされた客観的かつ有益なご意見をいただくため、引き続き社外取締役候補者いたしました。 なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。		
7	つじ もと けん じ 辻 本 健 二 (昭和22年11月8日生) 社外取締役候補者 独立役員	昭和45年4月 生産性関西地方本部（現 公益財団法人関西生産性本部）入局 平成9年5月 同理事 平成13年5月 同専務理事 平成18年6月 レンゴー株式会社監査役 平成25年6月 公益財団法人関西生産性本部特別顧問（現任） 平成28年6月 当社取締役（現任）	2,000株
	[平成28年度取締役会への出席状況 100%] [社外取締役候補者とした理由] 辻本健二氏は、生産性運動・労使関係等に関する深い知識と経験を有しており、幅広い見識と豊富な経験から客観的かつ有益なご意見をいただくため、引き続き社外取締役候補者いたしました。 なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。		

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 2.永田武全氏及び辻本健二氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.当社は、永田武全氏及び辻本健二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、本議案において両氏の選任についてご承認いただいた場合には、本契約を継続する予定であります。
- 4.当社は、永田武全氏及び辻本健二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	かん だ こう ぞう 神 田 孝 三 (昭和23年9月16日生)	昭和42年3月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱東京 U F J 銀行）入行 平成14年1月 財団法人みどり健康管理センター (現 一般財団法人みどり健康管理センター) 理事 事務局長 平成20年5月 同法人常任理事 事務局長 平成24年6月 当社監査役（現任）	8,300株
[監査等委員である取締役候補者とした理由] 神田孝三氏は、経営全般に関する豊富な知識と経験を有し、財務面に強く、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できる能力を有していることを勘案し、監査等委員である取締役候補者とした。			
2	かど や あきら 門 屋 明 (昭和25年7月11日生) 社外取締役候補者	昭和57年3月 公認会計士登録 平成10年11月 ネクスス監査法人代表社員 平成12年6月 当社監査役（現任）	—
[平成28年度取締役会への出席状況 100%] [平成28年度監査役会への出席状況 100%] [監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 門屋 明氏は、公認会計士として財務及び会計に精通しており、専門的な知識と幅広い経験を監査に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。 なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって17年間であります。 また、前述の実務経験を有することなどから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	もり えい いち 森 恵 一 (昭和32年2月23日生) 社外取締役候補者 独立役員	昭和57年4月 弁護士登録 平成19年4月 色川法律事務所入所パートナー（現任） 平成22年2月 当社監査役（一時監査役） 平成22年6月 当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 住友精密工業株式会社社外監査役	—
[平成28年度取締役会への出席状況 100%] [平成28年度監査役会への出席状況 100%] [監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 森 恵一氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家として企業法務に精通し、コーポレートガバナンスに関する十分な見識と幅広い経験を監査に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。 なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年5ヶ月であります。 また、前述の実務経験を有することなどから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1.各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 2.門屋 明氏及び森 恵一氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 3.当社は、門屋 明氏及び森 恵一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、本議案において両氏の選任についてご承認いただいた場合には、当該契約と同等の内容の契約を締結する予定であります。
- 4.当社は、森 恵一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成17年6月29日開催の第57回定時株主総会において年額2億4千万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億4千万円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第2号議案及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額3千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として生じるものいたします。

第7号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。

その後、平成23年6月23日開催及び平成26年6月26日開催の当社定時株主総会において、一部修正した内容でその継続につき株主の皆様にご承認をいただいておりますが、有効期間は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含め引き続きそのあり方について検討してまいりました。その結果、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、当社取締役会は、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続することを決定しました（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）。

なお、本プランの継続にあたり、従来のプランから比べ、より客観的で透明性の高いプランを目指し情報提供期間の上限設定、発動類型の限定などいくつかの内容の変更を実施しております。

また、本プランを決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランの継続に賛成する旨の意見を表明しています。

つきましては、本プランの重要性に鑑み、株主の皆様のご意思をより反映させるため、本プランの継続についてご承認をお願いするものであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させていく必要があると考えております。仮に当社株式の大量取得を目的とする買付けが行われた場合、それに応じるか否かは最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきではありますが、不当な目的による企業買収である場合には、企業価値及び株主共同の利益を守ることが経営者の責務であると考えます。従いまして、株主の皆様が判断するにあたって、十分な情報が提供されることが極めて重要であり、大量買付者の事業内容、将来の事業計画及び過去の投資行動等から、当該買付行為又は買収提案が企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討していく必要があると考えています。

Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、大正13年（1924年）の創業以来、「流体の漏れを止める技術」を基盤として、産業界のさまざまなニーズから来る技術要請に対し、新製品・新技術の開発で応え、メカニカルシール、グランドパッキン、ガスケットなどお客様から信頼される高機能製品を提供してまいりました。これらの製品は電力、船舶、自動車からエレクトロニクスに至るまで幅広い分野で使用され、そこで培った材料技術、設計技術、加工技術などを活用し、半導体・液晶製造装置関連業界向けにふっ素樹脂製品を開発、提供し、国内外で高い評価を得ています。

このような事業展開を支えている企業の基本理念は、創業以来脈々と受け継がれてきた社是にあります。永年のお客様との信頼関係の礎となる「品質第一」、組織の壁を排除し社員の総力を結集することの重要性を示した「和衷協力」、技術のピラーとして常に他社より先を行く「一歩研究」の精神が、今日につながる企業活動の中に生き続け、これまでの発展と今後の一層の飛躍に不可欠なものであると考えています。

この社是を守り続けてきたことにより生み出された当社の企業価値の主な源泉は、①新たな価値創造を目指す技術開発力、②効率性を追求した生産体制、③お客様満足に応える品質保証体制、④それらを作り出す人材育成、にあると認識しています。

- ① まず技術開発力については、当社は材料（素材）開発から手がけた独創的な製品開発に努めており、産業構造の変化に伴う成長分野向けに高機能製品の提供をし、お客様から高い評価を得ています。また最新の技術動向にも着目し、顧客ニーズに応えるべく今後もさらなる高みを目指します。
- ② つぎに生産体制については、当社製品は半導体・液晶をはじめとして電力、石油、化学、船舶、自動車、土木建築、食品など幅広い産業分野の重要機能部品として使用されており、その用途により仕様が異なるため、それぞれに最適な設計や生産が求められます。お客様の要求に高いレベルで応えるため、効率的かつクオリティの高い製品づくりを実現しています。
- ③ さらに品質保証体制については、日本のシールメーカーとして初めてISO9001（国際規格）の認証を取得するなど、製品開発から設計、生産、販売サービスにいたるまでいろいろな段階で独自の品質保証体制を確立し、すべてのお客様に上質な製品を提供し続けています。
- ④ 最後に、新しい技術や高機能な製品、そして企業の未来までも、それを生み出すのは人の力であります。全体最適の発想で改革をリードする人材を育むことが重要であり、専門的な技術と広い視野を持ち、国内外を問わず活躍できる人づくりに努めています。

このような創業以来の取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっており、当社の企業文化の継続・発展をととして当社の社会的意義を高めることにより、結果として企業価値及び株主共同の利益を最大化することにつながるものと考えています。

このような考えのもと、当社はコンプライアンス、品質に対する社会の厳しい要請などに対応しつつ、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するために、新たに平成32年3月までの3事業年度に関する新中期経営計画「BTvision19(ブレイクスルービジョンイチキュウ)」を本年4月からスタートさせています。本計画は「企業競争力の強化」「グローバル事業の推進」「新規事業の創出」「人材育成」を基本方針とし、これらを追求することによりお客様との強固な信頼関係を構築し、更なる成長と企業価値の向上を目指します。

具体的な取組みとして、まず「企業競争力の強化」においては、技術競争力の向上に努め、流体制御関連機器市場における総合シールメーカーの強みを活かし、顧客ニーズの「専門化」「多様化」に対応した新たな製品開発やサービス展開を進めてまいります。また、お客様要望へのスピーディな対応やコスト競争力の向上にも努めてまいります。

つぎに「グローバル事業の推進」においては、今後成長や新たな需要が見込まれるアジア・中東地域を中心に、市場規模調査やお客様開拓などを着実に進め、エリアごとに適切な各種製品の拡販を強化してまいります。それとともに「海外ネットワークの構築」「グローバル人材の育成」にも取り組み、変化の激しいグローバル社会に即した組織体制の構築に努めてまいります。

つぎに「新規事業の創出」においては、新製品・新市場・新用途等「新」をキーワードに、当社のこれまで培ってきた独自技術を活かし、自動車・情報通信・土木建築などあらゆる市場でニーズに合致した新しい製品作りに努めてまいります。

当社では継続的な企業の発展を生み出すのは人の力であると考えています。全体最適の発想で改革をリードする人材を育むことが重要であり、専門的な技術と広い視野を持ち、グローバルに活躍できる「人材育成」に努めてまいります。

当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、これらの取組みを着実に実行することで、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社と当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができると考えています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置します。（以下、「独立委員会」といいます。）

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに意見を決議し、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

また、平成29年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案及び申し入れ等一切ございませんので、念のため申し入れさせていただきます。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。なお、買付者等からの情報の提供はすべて日本語で行うものとします。

(i)当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及びその内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

⁸ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」（以下、「当初情報リスト」といいます。）を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「当初情報リスト」に従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の「当初情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、買付者等の回答に期限を設ける場合があります。また、「当初情報リスト」の発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が買付者等に対して情報提供を要請し、買付者等が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提出されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る買付者等とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討（下記④）を行うものとします。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

(i)買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴、当社事業と同業の企業ないし事業経営についての経験、当社事業と同種事業を営むときは、その決算情報又はセグメント情報、大規模買付行為の経歴及びその後の当該企業や事業の経営状況等を含みます。）

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- (ii)大規模買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii)大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv)大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v)大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi)買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii)買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii)大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix)大規模買付行為の後における当社及び当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点でその全部又は一部について開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i)対価を現金（円価）のみとする当社社株式等を対象とする公開買付けの場合には最大で60日間

(ii)その他の大規模買付行為の場合には最大で90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる行為等が意図されており、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、独立委員会からの勧告を受けた後速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続きを行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと認められる状況に至った場合には、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑧ 大規模買付行為の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成29年6月23日開催予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続されるものであり、上記2. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役(2)又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
(発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む。)
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員候補者の略歴（五十音順）

辰 野 久 夫（たつの ひさお） 昭和26年7月4日生
 昭和55年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）（現任）
 平成3年4月 辰野・尾崎・藤井法律事務所設立 パートナー（現任）
 平成17年4月 大阪弁護士会副会長

辻 本 健 二（つじもと けんじ） 昭和22年11月8日生
 昭和45年4月 生産性関西地方本部（現 公益財団法人関西生産性本部）入局
 平成9年5月 同理事
 平成13年5月 同専務理事
 平成18年6月 レンゴー株式会社監査役
 平成25年6月 公益財団法人関西生産性本部特別顧問（現任）
 平成28年6月 当社社外取締役（現任）
 ※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

森 恵 一（もり えいいち） 昭和32年2月23日生
 昭和57年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）（現任）
 平成19年4月 色川法律事務所入所 パートナー（現任）
 平成20年4月 大阪弁護士会副会長
 平成22年6月 当社社外監査役（現任）
 ※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

上記三氏と当社との間に、特別の利害関係等はありません。

尚、森氏については、本定時株主総会での承認可決を条件として、当社社外取締役(監査等委員である取締役)に就任する予定です。

以 上

当社の大株主の株式保有状況

(平成29年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 80,000,000株
2. 発行済株式の総数 25,042,406株
3. 株主数 5,421名

4. 大株主

株 主 名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,214	8.84
日本ピラー工業取引先持株会	1,166	4.65
K B L E P B S . A . 1 0 7 7 0 4 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,152	4.60
有限会社ロックウェーブ	1,020	4.07
岩 波 清 久	721	2.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	701	2.80
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	700	2.79
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	692	2.76
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	592	2.36
C B N Y D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	393	1.57

(注) 1.当社は、自己株式を594,557株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

以 上

当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹¹、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹²、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

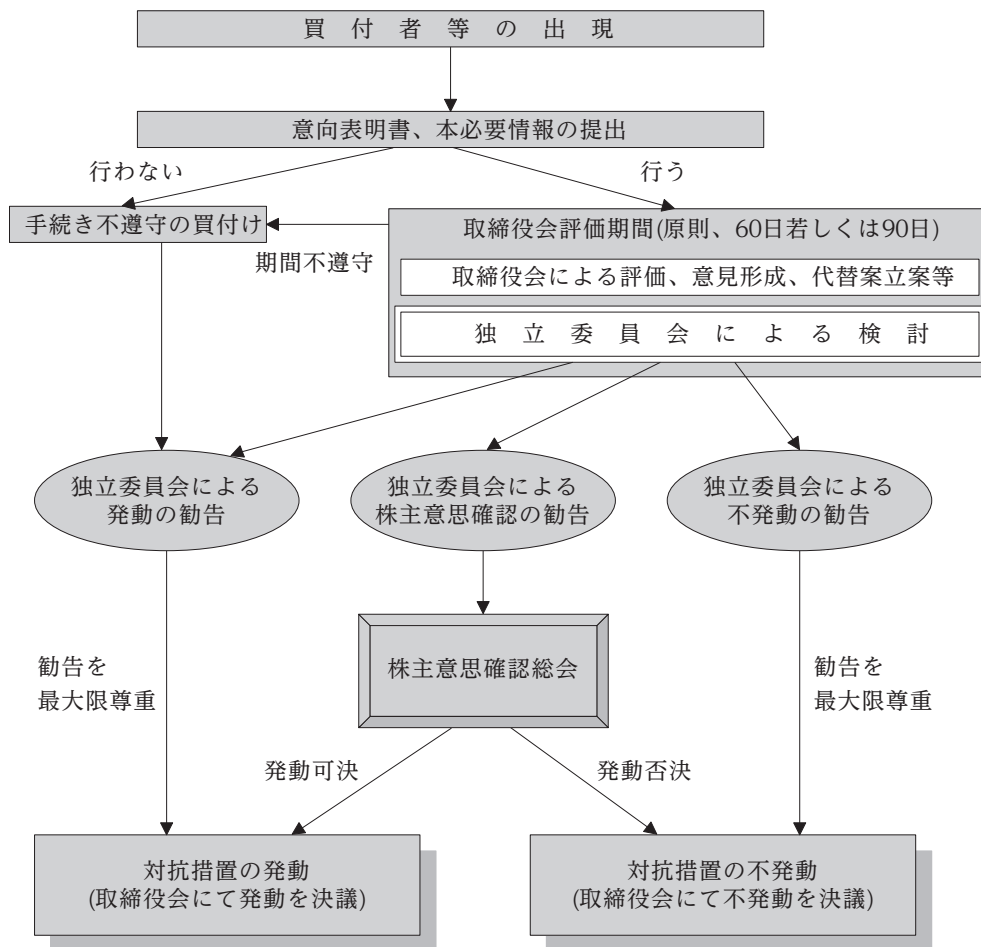
12 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以 上

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図



※このフロー図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以 上

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

株主総会会場ご案内図

開催場所が前回の会場とは異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。



会場

大阪市西区新町1丁目7番1号

会 場 **日本ビラー工業株式会社** 本社4階会議室

TEL (06) 7166-8281 (代表)

交通のご案内

地下鉄

四ツ橋線 四ツ橋駅 2番出口より徒歩3分

地下鉄 御堂筋線・長堀鶴見緑地線 心斎橋駅

より徒歩8分

※駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日にご出席の株主様へ
お配りしていたお土産は、とりや
めさせていただいております。

UD
FONT
by MORISAWA

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。